



道路空間の利活用事業の実施区域の追加

呉市では、いわゆる「3密」の回避など新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために、商店街の店舗による、店先の道路空間（歩道部分）の利活用を通じた、新たな日常の風景を創るチャレンジを実施していますが、このたび、実施区域を追加することとしました。

〈オープンスペース@呉本通〉の実施

- 1 対象道路 一般国道31号、185号、487号及び市道本通2丁目1号線
(本通1丁目～4丁目)



- 2 参加対象 対象道路沿いの店舗
※1月14日現在で5店舗が参加予定。参加申込は随時受付
- 3 活用期間 1月20日（水）（予定）～3月31日（水）の各日11時～21時
- 4 その他
- ・国土交通省が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、昨年6月より沿道飲食店等の路上利用の道路占用許可基準を緩和
 - ・中国地方整備局が管理する広島県内の国道で、この基準緩和を活用した事例は、一般国道54号の紙屋町地下歩道（紙屋町シャレオ）に次いで2例目



オープンスペース@呉本通

呉市では「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために
道路空間を利活用して「新たな日常」を創るチャレンジを始めます！

想定される
利活用の例

- ベンチで食事を楽しむ空間に。
- 商店が道路に溢れ出すワクワクする空間に。
- 既存店とコラボした期間限定店の出店 など



オープンスペース@呉本通

道路空間を利活用して商店街の新たな日常の風景を創るチャレンジ

呉市では、いわゆる「3密」の回避など新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために、商店街の店舗による、店先の道路空間（歩道部分）の利活用を通じた、新たな日常の風景を創るチャレンジを実施します。

「呉市商店街等道路空間の利活用事業」に参加する店舗は

1月20日（水）～3月31日（水）の間、店先の道路空間（歩道部分）を利活用して、営業行為を行うことができます。

**対象道路：国道185号、31号、487号
（本通1丁目～4丁目）**



【利活用までの流れ】

参加対象は対象道路沿いの店舗

- 1.参加申込
- 2.市が承認
- 3.現地確認（申込者・市）
- 4.利活用

■期間：

1/20(水)～3/31(水)

■時間：各日11時～21時
（22時までに片付け完了）

上記対象道路の歩道部分の一部（市が指定する範囲）
ただし、歩行空間を2m以上確保すること

参加方法

- 申請方法：郵送または呉市商工振興課へ持参（随時受付）
- 提出書類：呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱に基づく参加申込書、誓約書
- 参加店舗へのお願い（詳細は誓約書をご確認ください。）
 - ・歩行者の安全や道路空間の美観保持にご配慮ください。
 - ・トラブルが発生した場合、責任を持って解決に努めてください。
 - ・警察及び呉市の指示に従ってください。

■問合せ先：〒737-8501 呉市中央4-1-6 市役所5階

呉市商工振興課商業グループ

電話：0823-25-3815 mail：syokou@city.kure.lg.jp



▲
詳しくは上記より